平成２７年（フ）第２２１号
長野県塩尻市大字広丘高出2155番地20、開始決定時の住所長野県塩尻市大字広丘高出2196番地34
破産者　小泉　　勉
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３００号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番63号、前住所大阪府泉佐野市若宮町10番13―1003号
破産者　奥野　幸孝
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１２１号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田シルバー住宅610号、開始決定時の住所名古屋市北区楠１丁目1603番地
破産者　服部　正男
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６４５号
愛知県尾張旭市旭台３丁目10番地２
破産者　水野　尚博
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８５号
名古屋市中川区西伏屋３丁目401番地　県営伏屋第一住宅３棟203号
破産者　樋渡　節雄
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７５号
横浜市神奈川区七島町116番地４　フレグランスオノ507号、住民票上の住所横浜市神奈川区幸ケ谷15番地７
破産者　石黒　晋一
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２６号
横浜市神奈川区片倉４丁目12番７―209号、開始決定時の住所横浜市南区平楽140番地26モリタカコーポ201
破産者　大原　　武
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５８７号
横浜市戸塚区名瀬町294番地９、旧住所横浜市西区平沼２丁目９番20―601号
破産者　砂子坂宗則
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１号
長野県上田市本郷777番地１　メゾンサイゴウＶ103号
破産者　白鳥　　勉
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第９５号
岐阜県羽島郡笠松町田代701番地の２、前住所岐阜市柳津町東塚１丁目66番地２
破産者　藤本　弘子
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３００号
滋賀県高島市安曇川町田中3244番地116
破産者　井上　俊二
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２５号
京都府相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島77番地
破産者　松井　　敏
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８２１号
京都府宇治市広野町中島61番地の１　グランドール広野108号、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市大久保町旦椋９番地の14
破産者　中地　俊朗
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
京都市右京区山ノ内御堂殿町13番地14
破産者　舛田　信義
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０３号
三重県津市豊が丘３丁目26－３　本沢方、破産手続開始決定時の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原28－２
破産者　森田　直揮
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５２２号
大阪市生野区新今里１丁目８－15　アドラゴール今里402号室、破産手続開始決定時の住所京都市下京区西七条比輪田町５番地１　アーネスト西大路603号室
破産者　松森　大明
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係